

京都市訓令甲第 26 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1備考以外の部分中「、々々補佐、々々担当課長補佐、々々保育担当課長補佐、々々事業担当課長補佐、々々用地担当課長補佐」を削り、「々々主席研究員」の右に「、々々業務長」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)